

三木町告示第138号

三木町妊婦支援給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

令和7年5月30日

三木町長 伊藤 良春

三木町要綱第56号

三木町妊婦支援給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第10条の12の規定に基づき町が実施する妊婦支援給付金の支給事業（以下「給付金事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「妊婦支援給付金」とは、法第10条の2に規定する妊婦支援給付金という。

(給付認定)

第3条 妊婦支援給付金の支給を受けようとする者は、妊婦給付認定申請書（様式第1号）を申請し、その認定（以下「妊婦給付認定」という。）を受けなければならない。

(支給対象者)

第4条 妊婦支援給付金は、2回に分けて支給するものとし、1回目及び2回目の支給対象者は、それぞれ次に掲げるものとする。

- (1) 1回目 医療機関で胎児心拍が確認された妊婦であって、1回目の妊婦支援給付金の申請時に町内に住所を有する者
- (2) 2回目 三木町で妊婦給付認定を受け、次のいずれかに該当する者
 - ア 令和7年4月1日以降に出産した産婦又は出産予定日の8週間前の日が到達する妊婦であって、2回目の妊婦支援給付金の申請時に町内に住所を有する者
 - イ 令和7年4月1日以降に流産、死産、人工妊娠中絶をした者であって、2回目の妊婦支援給付金の申請時に町内に住所を有する者

(妊婦支援給付金の額)

第5条 妊婦支援給付金の額は、妊婦給付認定を受けている者（以下「妊婦給付認定者」という。）1人につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。

(1) 1回目 妊婦給付認定者の妊娠1回につき5万円

(2) 2回目 妊婦給付認定者の胎児の数に5万円を乗じて得た額

2 妊婦給付認定者が当該妊婦給付認定の原因となった妊娠と同一の妊娠を原因として他の市町村から妊婦支援給付金の支給を受けた場合には、当該妊婦給付認定者が本町から支払を受けることができる妊婦支援給付金の額は、前項に規定する額から当該他の市町村から支払を受けた額を控除した額とする。

(届出等)

第6条 妊婦給付認定者は、出産予定日の8週間前の日（同日前に出産又は死産若しくは流産した場合はその日）以降に、胎児の数の届出書（様式第2号）により、当該妊婦給付認定者の胎児の数その他の事項を届け出なければならない。

(給付金の支払方法)

第7条 妊婦支援給付金のうち、1回目は妊婦給付認定後遅滞なく、2回目は第6条の届出があった日以後に支払うものとする。ただし、第5条第2項の規定の適用がある場合における妊婦支援給付金については、同項の規定により算定した額を当該届出があった日以後に支払うものとする。

2 妊婦支援給付金は、妊婦給付認定者が指定する金融機関への口座振込の方法で支払うものとする。ただし、妊婦給付認定者が希望する場合は、香川県妊婦のための支援ギフト「ともはぐ」により受け取ることができる。ただし、申請者がポイントの支給を受けようとする場合には、通知書の通知に代えて申請者にID及びパスワードの付与を行うものとする。

(支給に関する事項の通知)

第8条 町長は、第7条の妊婦給付認定及び妊婦支援給付金の額の決定その他その支給に関する決定を行ったときは、支給が確定した者には妊婦給付認定通知書兼妊婦支援給付金支払通知書（様式3号）、申請が却下になった者には妊婦給付認定申請却下通知書（様式4号）を申請者及び届出者に通知するものとする。

(認定の取消し)

第9条 町長は、妊婦給付認定者が町外に住所地を有するに至ったと認めるときその他支給要件を満たさなくなつたと認めるときは、妊婦給付認定取消通知書（様式5号）を通知し、当該妊婦給付認定を取り消すことができる。

(不当利得の返還)

第10条 町長は、妊婦支援給付金の支給を受けた後に、支給要件に該当しないことが判明した者又は偽りその他不正の手段により支給を受けた者に対し、妊婦支援給付金の返還を求めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、給付金事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、同一の妊娠を原因として三木町出産・子育て応援ギフト支給事業実施要綱(令和6年三木町告示第81号)の規定による出産応援ギフトを受けている場合は、この要綱第5条第1項第1号の1回目の給付により受けたものとみなす。

妊婦給付認定申請書

三木町長 殿

妊婦給付認定の資格を有するため妊婦給付認定の申請をします。

1. 申請者の情報

		申請日				年	月	日
ふりがな		年齢		職業				
氏 名								
電話番号								
現 住 所	〒							
居 住 地	(現住所と異なる場合のみ記載)							
妊娠届出日	年 月 日			妊娠月数	か月			
妊娠届出日 時点の住所地	(現住所と異なる場合のみ記載)							

※妊娠月数は、既に出産や流産している場合は、それらが確認された日を記載すること。

2. 妊娠に関して診断を受けた医療機関の情報

医 療 機 関 の 名 称	
住 所	
電 話 番 号	

裏面あり

3. 妊婦支援給付金の支給

妊婦支援給付金（1回目）の支給（5万円）を

☐ 希望します。



☐ 他の市町村で、1回目の支給（5万円）を受けていません。

※ 妊婦支援給付金の支給状況などについて、他の市町村に確認することがあります。



給付金（5万円）を、

☐ 現金で口座振込により受け取ります。

☐ 香川県妊婦のための支援ギフト「ともはぐ」で受け取ります。

☐ 既に他市町村で1回目の支給（5万円）の支給を受けています。

（支給市町村： ）

☐ 希望しません。

4. 振込先口座

金融機関名		本・支店名		金融機関コード				支店コード		
銀行・信用金庫 信用組合・農協・漁協		本・支店 出張所								
口座種別	口座番号(右詰で記入)							口座名義(カタカナ)		
1 普通・2 当座										

5. その他

子ども・子育て支援法第10条の10の規定に基づき、妊婦給付認定後に三木町外に転出した場合には三木町の妊婦支援給付認定は取消されます。取消により三木町から支給を受けていない妊婦支援給付金がある場合には、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。

妊娠中の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援に必要となる場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）等で活用するアンケート結果等）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。

署 名

署名日 年 月 日

胎児の数の届出書

三木町長 殿

妊婦給付認定の資格を有するため、妊婦支援給付金（2回目）支給を申請します。

1. 届出者の情報

		届出日		年	月	日
ふりがな		生年		年	月	日
氏 名		月日				
		電話番号				
住 所 地	〒					

2. 胎児の数：_____人

3. 妊娠に関して胎児の数の確認を受けた医療機関の情報

医療機関の名称		電話番号	
住 所			

4. 妊婦支援給付金の支給

妊婦支援給付金（2回目）の支給（胎児の数×5万円）を

☐ 希望します。☐ 他の市町村で、2回目の支給（胎児の数×5万円）を受けていません。

※ 妊婦支援給付金の支給状況などについて、他の市町村に確認することがあります。



給付金（5万円）を、

☐ 現金で口座振込により受け取ります。☐ 香川県妊婦のための支援ギフト「ともはぐ」で受け取ります。☐ 希望しません。

5. 振込先口座

金融機関名		本・支店名		金融機関コード				支店コード		
銀行・信用金庫 信用組合・農協・漁協		本・支店 出張所								
口座種別	口座番号(右詰で記入)				口座名義(カタカナ)					
1 普通・2 当座										

裏面あり

6. その他

妊娠中から産後・子育て期にかけて身体的、精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援に必要となる場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠経過や妊産婦健康診査受診状況、妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）等で活用するアンケート結果等）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。

署 名

署名日 年 月 日

第 号
年 月 日

様

三木町長

妊婦給付認定通知書兼妊婦支援給付金支払通知書

年 月 日付けで申請のあった妊婦給付認定の申請については、認定しましたので通知します。
また、妊婦支援給付金（1 回目・2 回目）の支給について、次のとおり支払いますので通知します。

記

- 1. 支払予定日 年 月 日
- 2. 支払金額 円

様式第 4 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

三木町長

妊婦給付認定申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった妊婦給付認定の申請については、
次の理由で申請を却下しましたので通知します。

記

却下した理由

第 号
年 月 日

様

三木町長

妊婦給付認定取消通知書

次のとおり、妊婦給付認定を取消しましたので通知します。

記

1. 取消の日 年 月 日

2. 取消の理由